

尾張旭市まちづくり応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の要件

1 事業者の要件

- (1) 尾張旭市観光協会又は尾張旭市商工会に会員登録していること。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りではない。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

2 返礼品の要件

- (1) 総務省が定める以下のいずれかの基準に適合していること。
 - ① 尾張旭市内で生産されたもの
 - ② 尾張旭市内で返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの
 - ③ 尾張旭市内で返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じているもの
 - ④ 尾張旭市内で生産されたもので、近隣の他市区町村で生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）
 - ⑤ 尾張旭市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等であり、市の独自の返礼品であることが明白なもの
 - ⑥ ①から⑤に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるもの
 - ⑦ 尾張旭市内で提供されるサービス等であって、当該サービスの主要な部分が尾張旭市に相当程度関連性のあるもの
 - ⑧ 近隣の地方団体が共同で共通の返礼品等とするもの
- (2) サービス（施設利用券・体験プログラムなど）の提供は、本市の魅力を体感できるものやPRにつながるものであること。
- (3) 市の委託業者から依頼を受けた後、1週間以内に発送できるものであること。ただし、依頼を受けてから制作するなど、1週間以内の発送が困難である場合は、この限りではない。また、飲食物の場合は、送付先に到着後、5日程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

問い合わせ先 市役所総務部財政課財政係

電 話 0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 1 3

E-mail furusato@city.owariasahi.lg.jp